

## 児童手当制度のお知らせ

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給するものです。

### 1. 支給対象者

町内に住所があり、中学校終了前の児童を養育している人

### 2. 支給額（月額）

○所得制限額未満の方

0歳～3歳未満（一律）	15,000円
3歳～小学校終了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校終了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

○所得制限額以上の方

0歳～中学生（一律）	5,000円
------------	--------

※児童手当の「児童」とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。3歳～小学校終了前の子どもについて、第1子・第2子と第3子以降で支給月額が異なります。第3子とは養育している18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えることとなります。例えば、19歳、17歳、10歳、6歳の子どもを養育している場合、支給対象となる10歳と6歳の子どもについて、10歳の子どもを第2子（支給月額10,000円）、6歳の子どもを第3子（支給月額15,000円）として取り扱います。

※平成24年6月分（平成24年10月期振込）より所得制限が導入されております。所得制限額を超える場合も手当が支給されます。金額は支給対象児童1人につき支給月額5,000円です

### 3. 支給日

2月、6月、10月に受給者の指定口座に振込みます。

※振込日は振込月の10日です。（土日祝日にかかる場合は、金融機関の前営業日）

※町外転出等で受給資格の消滅した方には振込月以外に振込を行うことがあります。

### 4. 申請手続きについて

手当を受けようとする人の申請によってのみ支給されます。手続きは、興部町福祉保健総合センター「きらり」でできます。なお、公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

(1) 次の場合、必ず15日以内に申請を行ってください

- 転出・転入されたとき
- お子さんがお生まれになったとき
- 子どもを新たに養育することになったとき

※原則として申請日の翌月分からの支給になります。申請が遅れると遅れた月分の手当てを受けられなくなりますのでご注意ください。

(2) 手続きに必要なもの

- 印鑑
- 申請者名義の普通預金通帳
- 申請者の健康保険証（申請者が国民年金加入または年金未加入場合は不要）

※単身赴任等でお子さんが興部町外にお住まいの場合は、お子さんの属する世帯全員の住民票が必要です。その他生計関係や監護状況確認のため必要な書類の提出をお願いする場合があります。（手続きに必要なものがそろっていても申請は受け付けます）

※申請者は養育者（主に父母）のうち主たる生計者（所得や健康保険の扶養状況が高い方）です。

### 5. 支給の終了

下記のいずれかに該当する場合、手当の支給は終了します。手続き（受給資格消滅届、改定届（減額）等）が必要です。○お子さんの養育状況が変わったとき（離婚、児童養護施設等入所の場合）

- お子さんと別居したとき（単身赴任等の場合は除く）
- 受給者が町外（国外）へ引っ越すとき
- 受給者が死亡したとき
- 受給者が公務員となったとき
- 受給者が拘禁されたとき

※お子さんが15歳に到達後最初の3月31日を迎えたとき手当の支給は終了します。その場合の手続きは不要です

### 6. 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に該当老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

【問い合わせ先】

興部町福祉保健総合センター きらり  
福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120

## 「発達障害の基礎知識を学ぶ学習会」のお知らせ

つくしの会（発達障害児の保護者の会）では、自閉症、アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、LD（学習障害）、広汎性発達障害などの発達障害の基礎知識や特性を学ぶ学習会を開催します。

参加を希望される方は、直接下記まで申込してください。

- 日 程 平成24年11月23日（金）午後1時～3時
- 場 所 紋別市 ことばの教室ホール
- 講 師 紋別養護学校  
コーディネーター 太田原 義幸 氏
- 定 員 30名
- 参 加 料 100円（資料代として）
- 申込締切 **11月20日（火）**
- 申 込 先 つくしの会事務局 武藤（むとう）まで  
FAX 0158-84-4109  
携 帯 090-1640-5999  
（平日の13時以降）

○主 催 つくしの会

※託児所はありませんが、遊ぶ場所は用意していますので、各自で面倒を見ることが出来る方は、お子さんを連れてきて構いません。